

委第3号議案

アスベスト対策の拡充を求める意見書

2021年にアスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）が改正され、解体改修時にアスベスト含有建材の事前調査が義務化され、一定規模以上の工事では事前調査結果の報告も義務化されました。国は規制の強化を打ち出していますが、未だ、吹付アスベストを含めた飛散事件は後を絶ちません。

改正法では、調査・除去費用は建物所有者が負担することになっています。

その調査・除去費用の負担額も相当なものになり、その負担を避けようと、無届け、違法工事が横行してしまえば、周辺住民や建設工事従事者の健康被害は計り知れません。

1970年から1990年にかけて年間約30万トン、2004年までに約1,000万トンのアスベストが諸外国から輸入され、主に建築物の建材として使用されました。今後、それらを使用した建築物が解体・改修時期のピークを迎え、アスベスト廃棄物の増加が見込まれます。それと同時に、石綿含有成型板を工具による切断をするなどの飛散事故も起きています。

国は補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を実施していますが、対象建材が限定され、現制度では戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっており、極めて不十分です。アスベスト含有建材の多くが成型板等（レベル3）であり、「住宅・建築物アスベスト改修事業」の対象を一般住宅に使える対象建材（レベル3）までの調査・除去費用の助成制度を拡充することが必要です。

よって、国においては、アスベスト被害を国全体の課題と捉え、下記のとおりアスベスト対策を早急に拡充するよう強く要望する。

記

- 1 国は、国民に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正を周知徹底すること。
- 2 石綿被害の重大性と、飛散事故が減少しない現状に鑑み、除去業者の許認可制や作業場内外の徹底した測定による業務管理などを早急に法令で義務づけること。
- 3 実地研修を含めた除去作業者の講習制度を充実し、義務化すること。
- 4 国（国交省）の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、一般住宅にも使えるレベル3までの調査・除去費用の助成（補助）制度を拡充すること。
- 5 アスベスト含有建材を受け入れられる処分場を各都道府県に確保するよう、法改正をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月 日

桶川市議会議長 江 森 誠 一

令和5年9月27日提出

桶川市議会議会運営委員長 佐 藤 洋